

日野鳥発第 13 号
平成 25 年 5 月 14 日

サミットエナジー株式会社
代表取締役社長 北村 真一 様

日本野鳥の会秋田県支部
支部長 佐藤 公生

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 佐藤 仁志

「(仮称) 大潟村風力発電所新設事業環境影響評価方法書」に対する意見書

この度、貴社が作成された「(仮称) 大潟村風力発電所新設事業」に係る環境影響評価方法書について、次のとおり意見を提出します。

記

1. 【対象事業実施区域の選定】について

大潟村及び周辺の八郎潟干拓地は、北陸から関東、東北地方南部で越冬した 20 数万羽ものガン類の渡りの中継地であり、環境省の推薦により「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」に登録されている。また、(公財)日本野鳥の会が世界共通基準に則り選定した「重要野鳥生息地」に指定されている、我が国有数の水鳥の重要生息地となっている。さらに、希少猛禽類の生息地にもなっている。

このような重要な鳥類生息地に巨大な風車群が建設されると、鳥の繁殖や移動の妨げになり、バードストライクに遭う可能性が非常に高くなると考える。それはあたかも、航空機が飛び交う空港敷地内に、多数の高層タワーを建設するようなものである。また、バードストライクだけでなく、ガン類や希少猛禽類が風車群を忌避することによって、生息地や採食地の放棄が起き、それらの生存率が低下する懸念も十分に考えられる。

このようなことから、本事業は、希少鳥類の生息に大きな影響を及ぼす可能性が非常に高く、風力発電施設の建設には不適切な場所であり、対象事業実施区域（以下、計画区域と言う。）の見直しを行うべきである。

2. 【計画区域周辺における希少猛禽類およびガン類等越冬鳥類の調査範囲】について

希少猛禽類の生息状況に関しては、少なくとも営巣場所、採餌場所を広く含む範囲で行動生態を把握できるよう、調査範囲を見直すべきである。

ガン類など越冬する鳥類は、ねぐらと餌場の位置が離れており、かつ、それらは日によっても異なり、広い範囲を移動、利用する傾向が強い。このことから、ガン類などに関しては、大潟村全域を含む範囲で、その行動様式や利用形態を把握できるよう、調査範囲を見直すべきである。

3. 【2.1-7 (8) 表 2.1-2 (2) 事業計画策定時の環境配慮事項】について

計画区域およびその周辺で希少猛禽類等の重要な鳥類の繁殖が確認された場合、繁殖を妨げないように、繁殖期間中は工事を中止するなどの配慮を実施する旨を記載すること。

4. 【4.2-24～30 9.動物（重要な種及び注目すべき生息地）】について

①表 4.2-7 (1) について

・ (3) -b-ア 猛禽類・越冬鳥類について

前述のとおり、希少猛禽類の生息状況に関しては、広い範囲で把握できるよう調査範囲を見直し、行動圏の内部構造について十分な調査を実施すべきである。

・ (3) -b-イ 渡り鳥について

渡り鳥に関しては、計画区域周辺 5km 程度の範囲まで把握できるよう、調査範囲を設定すべきである。

②表 4.2-9 (3) について

・ (4) 調査地点について

定点観察及び空間飛翔調査の地点については、調査にあたり、適切な視界を有しているかどうかを、視野図をもって示すこと。

・ (5) -(a)- (ア) 哺乳類・鳥類について

鳥類の調査期間については、「春季、夏季、秋季及び冬期の四季の実施とする」と記されているが、春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと具体的に表現し、少なくとも年に 5 期分は調査を行うこと。なお、希少猛禽類が調査対象となる場合は、つがい形成期、造巣期、産卵期、抱卵期、孵化期、育雛期など、チュウヒの繁殖生態に合わせて調査時期を設定すること。

・ (5) -(b)- (ア) 猛禽類、(イ) 渡り鳥、(ウ) 越冬鳥類、(エ) 繁殖鳥類について

調査期間については、計画区域周辺でどのような鳥類が繁殖、越冬、春秋の渡りを行っているか、その全容を掴むためには単年度調査では不十分であり、各年ごとに生息や気象の条件に変動があることも踏まえ、少なくとも 2 年以上継続して調査を実施すること。なお、希少猛禽類については、繁殖状況に年変動があることを踏まえ、少なくとも 3

年以上継続して調査を実施すること。

鳥類の渡り時期の移動経路の調査については、渡り時期の幅が広いことから、特に秋季調査については8月から実施するなど、十分な配慮が必要であること。

また、調査回数については、猛禽類における調査は1回を3日間とし、必ず月に2回以上行なうこと。特に、猛禽類やガン類の風車へのバードストライクは、天候不良時に起きやすいことが知られていることから、好天時のみならず、風雪や強風、霧の日など、悪天候時の行動様式についても、別途、調査を実施すること。

さらに、渡り鳥および越冬鳥類における調査については、渡りや越冬時期に出現する鳥種が、短期間中でも変化することから、各調査は、少なくとも2週間に1回（1回につき3日間）程度実施すること。

・(6) 予測の基本的な手法について

鳥類の衝突の可能性に関しては、環境省による手引きに掲載されているものだけでなく、専門家に意見聴取するなどして最新の予測モデルを用い、衝突確率について評価を行うこと。

また、衝突だけでなく、風車の建設による生息地破壊および忌避効果が生み出す生息地放棄が、ガン類や希少猛禽類の生息に与える影響（例えば、個体数の減少や生存率の低下など）の有無や程度についても、予測を行うこと。

③表 4.2-10 について

・ラインセンサスについて

鳥類に関するラインセンサス法での調査については、各調査期において確認種数が飽和するよう、1回の調査につき4回のセンサスを実施すること。もしくは、スポットセンサス法を用いることを検討すること。

・空間飛翔調査について

一般鳥類については空間飛翔調査を行い、計画区域における鳥類の空間的な利用状況を把握すること。また、空間飛翔調査では飛行高度の計測を行い、飛翔高度を正確に把握するための、高度が分かるレーザー距離計を用いること。さらに、ビデオカメラによる画像撮影やその他の機器を用いるなどして、飛翔の速度や方向、距離や飛翔範囲などについても調べること。

④レーダー調査の利用について

鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域および周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。

また、猛禽類やガン類の行動範囲はかなり広いことから、目視のみではなく、できるだけレーダーを用いた調査を実施すること。

5. その他

本方法書の確定にあたっては、公開を前提として、有識者からの意見聴取を行うこと。
また、環境調査中においても、随時、調査が適切に行われているか等を検討し、風力発電と野鳥との共存が図られるよう、複数の有識者からなる公開を前提とした委員会を設置し、必要な検討や提言を受けること。